

地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾等に係る事務取扱要領

〔平成25年3月28日〕
〔24小契第363号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者(原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「請負者」という。)の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度(「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)による地域建設業経営強化融資制度をいう。以下「本制度」という。)を利用する場合における工事請負代金債権の譲渡(以下「債権譲渡」という。)に関し、小牧市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち次の工事以外の工事とする。

(1) 特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 次の工事以外の債務負担行為、歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事(以下「繰越工事」という。)であり、かつ、年度内に完了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(3) 市長が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定による落札者を決定するために行う調査の対象となった者と契約した工事

(5) 請負者の施工する能力に疑義がある債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別な事由がある工事
(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第33条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第38条第3項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、契約変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、契約変更後のものとする。

4 第2項の場合において、請負者は、債権譲渡の相手方（以下「債権譲渡先」という。）に変更後の工事請負契約書の写しを提出してその旨を通知しなければならない。

(債権譲渡の承諾権限)

第4条 請負者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する市の承諾を得なければならない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する債権譲渡の対象となる工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以後とする。

(債権譲渡先)

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る請負者への貸付事業を確実に実施できる財産的

基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 請負者は、債権譲渡の承諾を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾申請書(様式第1)

(2) 請負者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し

(3) 工事履行報告書(様式第2)

(4) 請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書(3月以内に発行されたものに限る。)

(5) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

2 請負者及び債権譲渡先(以下「請負者等」という。)は、複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾の申請をする場合においては、前項各号の書類を工事請負契約ごとに提出するものとする。この場合において、印鑑証明書を既に市長に提出しているときは、当該証明書の提出を省略することができる。

(債権譲渡の承諾又は不承諾の手続)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、受領した日から起算して7日以内に債権譲渡を承諾するか否かを請負者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の確認により債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡承諾書(様式第1)を請負者等に交付するものとし、債権譲渡を承認しないときは、債権譲渡不承諾通知書(様式第3)によりその旨及びその理由を請負者等に通知するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿(様式第4)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の対抗要件)

第9条 本制度の利用に係る債権譲渡は、請負者の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない時期に前条第2項の債権譲渡承諾書を得ることで第三者に対抗できるものとする。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第10条 本制度における保証事業会社(約款第4条第1項第3号に規定するものをいう。以下同じ。)による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から請負者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第11条 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

(融資実行の報告)

第12条 請負者等は、第8条第2項の規定による承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を実行したときは、速やかに市長に融資実行報告書(様式第5)を提出するものとする。

2 請負者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けたときは、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市長は、融資実行報告書を受理したときは、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第13条 請負者等は、第8条第2項の規定による承諾を受けた後は、当該承諾に係る工事について約款第36条第3項に規定する中間前払金及び約款第38条第1項に規定する部分払の請求をすることができない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第14条 債権譲渡先は、約款第33条第2項及び第38条第3項に規定する検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権金額を請求することができる。

2 債権譲渡先は、前項の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第6)

(2) 債権譲渡先の印鑑証明書(3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、既に市長に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略す

ることができる。

(その他)

第15条 本制度に係る債権譲渡は、請負者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾等に係る事務取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾等に係る事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。